

(別紙)

【参考法令】

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 130 条

第百三十条 移行法人が清算をする場合において、公益目的財産残額があるときは、当該移行法人の残余財産のうち当該公益目的財産残額に相当する額の財産(当該残余財産の額が当該公益目的財産残額を下回っているときは、当該残余財産)については、一般社団・財団法人法第二百三十九条の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、認可行政庁の承認を受けて、公益法人認定法第五条第十七号に規定する者に帰属させなければならない。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 17 号

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額(第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。)があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条 に規定する学校法人

ロ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条 に規定する社会福祉法人

ハ 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項 に規定する更生保護法人

ニ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項 に規定する独立行政法人

ホ 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項 に規定する国立大学法人又は同条第三項 に規定する大学共同利用機関法人

ヘ 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項 に規定する地方独立行政法人

ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第 48 条第2項

2 整備法第百三十条の規定により残余財産の処分の承認を受けようとする移行法人は、様式第十一号の申請書に次に掲げる書類を添付して、認可行政庁に提出しなければならない。

一 残余財産の処分方法及びその理由を記載した書類

二 残余財産の確定した日における公益目的財産残額及びその計算を明らかにする書類

三 一般社団・財団法人法第二百三十九条第二項の規定により残余財産を帰属させる法人を定める場合にあつては、当該帰属させる法人を定めた社員総会又は評議員会の議事録(社員総会又は評議員会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)

四 残余財産を帰属させる法人の登記事項証明書(残余財産の帰属先が国又は地方公共団体

(別紙)

である場合を除く。)

- 五 残余財産を帰属させる法人が公益法人認定法第五条第十七号トに掲げる法人である場合にあっては、その旨を証する書類
- 六 前各号に定めるもののほか、認可行政庁が必要と認める書類